

相談案内 12月の予定

●いずれの相談も無料で実施していますので、困ったことや悩みがある場合は、お気軽にご相談ください。なお、相談日程はあくまで予定ですので、多少の変更もあります。相談される前に確認の電話をお願いします。

一般相談(行政・民事全般)毎週月～金曜日の9時～16時 行政相談12月16日(月)の10時～15時▶相談員…行政相談委員 交通事故相談12月9日(月)・24日(火)の10時～15時▶相談員…交通事故相談員 税務相談12月3日(火)の13時～16時▶相談員…狭山地区税理士会会員 建築・不動産相談12月10日(火)の13時～16時▶相談員…建築・不動産専門家 女性生活相談(予約制)12月17日(火)の9時～16時▶相談員…女性相談員 人権相談12月4・11日(水)の10時～15時 ※4日は特設人権相談▶相談員…人権擁護委員 法律相談(窓口で予約制)12月5・12・19・26日(木)の13時～17時▶相談員…弁護士▶ところ…いずれも市民相談室 ➡内線183

.....

国税相談12月12日(木)の10時～15時▶相談員…税務相談官▶ところ…市民税課(資産税課隣税務面談室) ➡内線114

.....

農家相談12月20日(金)の9時～12時▶相談員…市農業委員会会長▶ところ…農業委員会事務局 ➡内線616

.....

労働相談(予約制)12月4・18日(水)の13時30分～16時▶相談員…川越労政事務所担当者▶ところ…商工課内面

談室 ➡内線209

.....

教育相談・電話教育相談毎週月～金曜日の9時～17時▶ところ…教育センター ➡☎56-2292

.....

子ども家庭相談毎週火～土曜日の9時～16時▶相談員…子ども家庭相談員▶ところ…中央児童館内子ども家庭相談室 ➡☎53-0632

.....

児童相談毎週月～金曜日の9時～16時▶ところ…児童福祉課内家庭児童相談室 ➡内線170 子育て電話相談毎週月・金曜日の13時30分～16時30分▶対象…就学前の幼児の親▶相談員…保育所所長▶ところ…狭山台南保育所 ➡☎58-1054

.....

消費生活相談毎週月～金曜日の10時～16時▶ところ…消費生活センター ➡☎54-7799

.....

中高年齢者職業相談毎週月～金曜日の9時～16時▶相談員…職業安定所相談員 ➡☎52-0901 内職相談毎週火・木曜日の10時～16時▶相談員…専門相談員▶ところ…いずれも中央図書館5階同相談室➡☎52-0902

.....

栄養相談(糖尿病など・予約制)12月

問い合わせや申し込みなどは➡の記号で表示します。

11日(水)の 9時～11時30分 薬事相談(予約制)電話予約で後日指定 ➡☎59-5811 ヘルシーホットライン(電話健康相談)毎週火曜日の9時～11時30分▶相談員…市保健婦▶ところ…保健センター ➡☎59-5786

.....

高齢者介護相談12月4日(水)の10時～16時(電話も可)▶相談員…介護相談員 心配ごと相談▶毎週火・金曜日の10時～15時(電話も可) 法律相談(予約制)12月2日(月)の14時～16時▶ところ…いずれも狭山市社会福祉会館 ➡☎54-0294

.....

暴力団に関する悩みごと相談毎月第4金曜日の13時30分～15時▶相談員…狭山警察暴力団担当職員 ※秘密は厳守します▶ところ…市民相談室 ➡市・交通防災課へ内線225

.....

子どもの発達相談(予約制)毎月第4金曜日の14時～17時▶相談員…臨床心理士 人間関係相談(予約制)毎月第4木曜日の14時～17時▶相談員…家事調停員 子育てと保健に関する相談(予約制)毎月随時▶相談員…みつばさ愛育園園長・看護婦▶ところ…いずれもみつばさ愛育園 ➡☎52-3678

.....

心のふれあい相談室(いじめ相談)毎週月～金の9時～16時▶相談員…電話相談員▶ところ…市民相談室内心のふれあい相談室 ➡内線195



GUIDE

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。読み方は左上から右下に流れています。問い合わせや申し込みなどは➡の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎0429-53-1111です。

公民館・集会所

●公開カレッジ「説経浄瑠璃」
中央公民館公開カレッジでは、江戸の庶民芸能として流行した説経浄瑠璃を上演します。哀調を帯びた語りを味わってください。
とき12月7日(土)、14:00から 演目 山椒太夫一代記 出演二代目・若松小若太夫 定員100名 ※解説つき ➡中央公民館へ☎52-2230

●第16回かきぞめ大会・もちつき大会
とき1月5日(日)、10:00～12:00 ※9:30受付 内容かきぞめをして(字句は自由)、つきたてのもちを食べよう 対象市内在住、在学の小・中学生 定員120名 持参品書道用具一式、古新聞 ※用紙は公民館で用意 かきぞめ作品展1月8日(水)～11日(土) ➡12月25日(水)までに中央公民館へ☎52-2230

●生活環境を考える講座

と き	内 容
12月12日(木)	水は巡る・手作り石けん
12月13日(金)	牛乳パックではがきをつくらう
12月19日(木)	プラスチックを考える
12月20日(金)	生ゴミを出さない工夫

※時間はいずれも10:00～12:00 講師狭山市消費生活リーダー 対象市内在住、在勤のかた 定員20名 ➡12月10日(火)までに富士見集会所へ☎59-6230



杉並区の普門館で開催された第44回全日本吹奏楽コンクールに、東中吹奏楽部が西関東代表の各校として出場しました。10月27日に全国から選抜された15校で演奏を競い合った結果、日ごろの練習の成果を発揮し、栄えある銀賞に輝きました。

●東中学校吹奏楽部が
全国大会に出場！
きびしいながらも
楽しい練習風景です

●クリスマスの
フラワーアレンジメント
とき12月21日(土)、13:30～15:30 講師岩田玲子氏 対象市内在住、在勤のかた 定員20名 費用2千円(教材費) 持参品万能ばさみ、ナイフ、大きな袋 ➡12月3日(火)から費用を持って富士見集会所へ☎59-6230

●正月用生け花教室
とき12月26日(木)、10:00と13:30と18:00からの3回 講師中村翠洋氏 対象市内在住、在勤で小学生以上のかた 定員各10名 費用2千円(教材費) 持参品はさみ、花包、雑巾、ごみ袋 ➡12月3日(火)から費用を持って富士見集会所へ☎59-6230

その他公共機関などからのお知らせ

●野生の生きもの写真コンクール
テーマ野生生物の生態 規格カラー、白黒ともに4つ切り 応募上の注意▶作品裏面に被写体名、撮影日時・場所、住所、氏名、年齢、職業および電話番号を明記▶応募は、1人何点でも可。ただし県内で撮影されたもので、未発表作品に限る▶合成写真、組写真は不可▶応募作品は返却不可▶入賞作品の著作権は県に帰属 応募資格県内在住、在勤、在学のかた 募集期間12月2日(月)～平成9年1月31日(金) ➡埼玉県環境部自然保護課野生生物係(〒336 浦和市高砂3-15-1)へ☎048-830-3154

●埼玉いのちの電話相談員8期生募集
不安と孤独に苦しむ人が生きる意欲を見いだせるように電話相談を受けるボランティアを募集します。
応募資格25～60歳、健康で意欲のあるかた 募集人員50名 ※募集要項は、1月31日までに130円切手を同封し下記に申し込み ➡社会福祉法人埼玉いのちの電話(〒330 大宮郵便局私書箱第50号)へ☎048-645-4322

●改定・大検制度説明会と個別相談会
高校卒業と同等の学力認定の道を拓く大学入学資格検定の説明会と個別の相談会を開催します。
とき・ところ▶12月13日(金)、13:30から…入間市市民会館 ➡(財)日本産業開発青年協会・大検情報センター(要電話予約)へ☎0120-555-018

●埼玉県消費生活モニターを募集
対象満20歳以上の公務員をのぞく県内在住のかた 職務内容アンケート調査の回答、研修会の出席など 任期平成9年4月～平成10年3月 募集人員150人 申し込み期限平成9年2月14日(金) ➡詳しくは埼玉県消費生活課消費者保護係(〒336 浦和市高砂3-15-1)へ☎048-830-2938

●放送大学・平成9年度第1期(4月授業開始)学生募集
募集学生▶全科履修生(大学卒業を目指す)▶選科履修生(1年間在学)▶科目履修生(6か月在学) 出願受付12月15日(日)～平成9年2月15日(土) ➡放送大学本部(〒261 千葉市美浜区若葉2-11)へ☎043-276-5111

消費者ホット情報
訪問販売法改正のポイント
「最近、訪問販売の法律が変わったと聞いたがどのように変わったのか、ポイントを知りたい。」との問い合わせがありました。
訪問販売や通信販売を規制している「訪問販売等に関する法律」は、今年5月に改正、11月21日から施行されました。これまで、職場や自宅に突然電話をかけてきて資格講座を勧められ応諾した場合、電話勧誘は訪問販売でないということでクーリングオフは適用されませんでした。今回の改正で、電話勧誘も規制され事業者は契約書面の交付を義務づけ、消費者は書面を受け取った日から8日以内であれば無条件解約ができるクーリングオフの規制が盛り込まれました。また、マルチ商法として知られる連鎖販売取引の規制も強化されました。マルチ商法はもうかる、サイドビジネスに最適などと言って勧誘し、高額な商品を買わせられ、その後、知人や友人を誘ってマージンを得るというしくみです。改正によって、勧誘する人も規制されることになり、虚偽の事実を告げてはならないなど禁止行為が定められました。クーリングオフ期間もこれまでの14日間が20日間に延長、他に書面不交付の罰則も厳しくなりました。
電話勧誘、マルチ商法ともに被害事例が多かっただけに法改正で一心と意し契約はよく考えてからを心がけましょう。

相談：問い合わせに関することは、消費生活センターへ☎54-7799